令 和 六年 + 月 兀 日

東

京 都 北 区 特 別 職 報 膕 等 審 議 会 条 例 0) 部 を 改 正 する 条 例 を 公 布 する。

東 京 都 北 区 長

田

Щ

奈

加

東 京 都 北 区 条 例 第 + 五.

号

東 京 都 北 区 特 別 職 報 酬 等 審 議 会 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 条 例

東 京 都 北 区 特 别 職 報 酬 等 審 議 会 条 例 昭 和  $\equiv$ + 九 年 七 月 東 京 都 北 区 条 例 第

+

号

 $\mathcal{O}$ \_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

第  $\equiv$ 条 第  $\equiv$ 項 中  $\neg$ 地 方 自 治 法 昭 和 +年 法 律 第 六 十 七 号  $\overline{\phantom{a}}$ 第 百 八 + 条  $\mathcal{O}$ 五. に

に 規 規 定 定 す す る 委 政 員 会 務 活  $\mathcal{O}$ 動 委 費 員  $\mathcal{O}$ 及 額 び  $\mathcal{O}$ 監 適 査 否 委 員 を  $\mathcal{O}$ 報  $\neg$ 次 酬 に 及 掲 び げ 給 与 事  $\mathcal{O}$ 項 額 並 に CK 改 に 同  $\Diamond$ 法 同 第 項 百 に 条 次 第  $\mathcal{O}$ + 各 兀 号 項

る

\_

を 加 え る

る

会

 $\mathcal{O}$ 

委

員

及

び

監

査

委

員

 $\mathcal{O}$ 

報

酬

及

び

給

与

 $\bigcirc$ 

額

並

び

に

同

法

第

百

条

第

+

兀

項

に

規

定

す

員

地 方 自 治 法 昭 和 + 年 法 律 第 六 +七 号  $\overline{\phantom{a}}$ 第 百 八 +条  $\mathcal{O}$ 五. に 規 定 す る 委

る 政 務 活 動 費  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 適 否

そ  $\mathcal{O}$ 他 区 長 が 審 議 会  $\mathcal{O}$ 意 見 を 求  $\Diamond$ る ک لح が 必 要 と 認  $\Diamond$ る ک と

第 三 条 中 審 議 会 は  $\mathcal{O}$ 下 に 学 識 経 験 を 有 す る 者 \_ を 加 え + 人 \_ を +

人 に 改  $\Diamond$ る

付 則

施 行 期 日

経 過 措 置

1  $\mathcal{O}$ 条 例 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カン 6 施 行 す る

が 別 に 定  $\otimes$ る 期 間 کے す る カュ わ 5 ず

さ

れ

る

委 員 条 例 東 を 京 公 都 布 北 す 区 る。 附 属 機 関 0) 構 成 員 0) 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条

例

0)

部を改正する

令和六年十月四日

区長 山 田 加 奈

子

東

京

都

北

東京都北区条例第二十六号

東 京 都 北 区 附 属 機 関  $\mathcal{O}$ 構 成 員  $\mathcal{O}$ 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正

する条例

月 東 東 京 京 都 都 北 北 区 区 附 条 属 機 例 第 関 +  $\mathcal{O}$ 五. 構 号 成  $\overline{\phantom{a}}$ 員  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 報 部 酬 を 及 次  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 費  $\mathcal{O}$ ょ 用 う 弁 に 償 改 に 正 関 す す る る 条 例 昭 和  $\equiv$ +年

+

別表に次のように加える。

委員学識経験者から委嘱され会長

た

八、五〇〇円

この条例は、公布の日から施行する

付

則

条 例

O

部

を

改

正

す

る

条

例

を

公布

す

る。

東京

都

北

区立

学

校

0)

学

校

医、

学 校

歯

科

医

及 び

学校薬

剤師

0)

公務災

害

補償に関する

日

東

京

都

北

区

長

Щ

田

加

奈

東 京 都 北 区 条 例 第 + 七

号

東 京 都 北 区 立 学 校  $\mathcal{O}$ 学 校 医 学 校 歯 科 医 及 び 学 校 薬 剤 師  $\mathcal{O}$ 公 務 災 害 補 償 に 関

す る 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 条 例

東 京 平 都 成 北 X <u>\( \frac{1}{2} \) \( \frac{1}{2} \)</u> 学 年 校  $\mathcal{O}$ 東 学 校 医 北 区 学 校 例 歯 科 医 号 及 び 学 校 薬 剤 師  $\mathcal{O}$ 公 務 災 改 害 正 補 償 に 関 す る

第 条 中 義 務 教 育 学 校 及  $\mathcal{U}$ 幼 保 連 携 型 認 定 ک تلح ŧ 園 を 及 び 義 務 教 育 学 校

に 改  $\Diamond$ る

条

例

+

兀

三

月

京

都

条

第

\_

 $\overline{\phantom{a}}$ 

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

す

る

項 に 第 改 第 三 +  $\Diamond$ 号 中 条 同 項 第 八 第 万 項 六 号 第 千 中 号 百 七 中 八 万 \_ + 七 + 円 千 七 八 万 <u>-</u> を 百 九 千 十 八 五. 万 円 百 八 \_ 五 千 + を 円 九 \_ \_ 百 八 八 万 を + 千 \_ +円 \_ 百 七 九 に 万 七 改 + 円 千  $\Diamond$ 九 同 に 百 改 項 五. 第 十  $\Diamond$ 兀 円 号 同

付 則

中

三

万

八

千

九

百

円

\_

を

\_

兀

万

六

百

円

に

改

8

る

施 行 期 日 等

1 ے  $\mathcal{O}$ 条 例 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カン 5 施 行 す る 0 た だ L 第 条  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 は 令 和 七 年

兀 月 \_\_\_ 日 カン 5 施 行 す る

2

ľ 公 務 災  $\mathcal{O}$ 害 に 条 補 ょ 例 償 る  $\overline{\phantom{a}}$ に 改 前 関 正 項 す 後 た だ る  $\mathcal{O}$ 条 東 L 例 京 書 都 に  $\overline{\phantom{a}}$ 以 北 規 下 定 区 <u>\f</u> す 新 学 る 条 校 改 例  $\mathcal{O}$ 正 学 規 定 と 校 医 を 1 j 除 < 学 0 校  $\mathcal{O}$ 歯 付 規 科 則 定 医 第 は 及 兀 び 項 学 に 令 和 校 お 六 薬 1 年 剤 7 兀 師 口 月  $\mathcal{O}$ 

日  $\overline{\phantom{a}}$ 以 下 \_ 適 用 日 \_ لح 7 う 0 カン 5 適 用 す

> る 0

経 過 措 置

3

償 に 新 条 0 11 例 て 第 + 適 用 し 条 第 適 用 項 日  $\mathcal{O}$ 前 規 に 定 支 は 給 す 適 ベ 用 き 日 事 以 由 後 12 が 生 支 ľ 給 す た 介 ベ 護 き 補 事 償 由 に が 0 生 1 じ 7 た は 介 護 同 補

項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る

4

適 用 日 か 5  $\mathcal{O}$ 条 例  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 以 下  $\neg$ 施 行 日 と 1 う  $\mathcal{O}$ 前 日 ま で  $\mathcal{O}$ 

間

に

薬 1 剤 て 師  $\sum_{i}$  $\mathcal{O}$ 公  $\mathcal{O}$ 務 条 災 例 害 に 補 ょ 償 る に 改 関 正 す 前 る  $\mathcal{O}$ 条 東 例 京 第 都 +北 区 立 条 第 学 校 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 学 規 校 定 医 12 学 基 校 づ < 歯 介 科 護 医 補 及 償 び 学

払 日 わ か れ 5 た 施 金 行 額 日 は  $\mathcal{O}$ 前 新 日 条 ま 例 で  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 規 間 定 に に 支 基 給 づ す < ベ き 事 由 が 生 ľ た ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る لح

て

支

適

用

校

お

介 護 補 償  $\mathcal{O}$ 内 払 と 4 な す

- 2 -

京 都 北 区 立 認 定こども 園 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 公 布 す る。

東

山 田 加 奈 子

東京都

北

区

長

東 京 都 北 区 条 例 第 + 八 号

東 京 都 北 区 立 認 定  $\sum_{}$ تلح ŧ 園 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 条 例

東 京 都 北 区 <u>\\</u> 認 定 ک ど Ł 亰 条 例 平 成 + 八 年 六 月 東 京 都 北 区 条 例 第 兀 +

号

 $\mathcal{O}$ \_ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

法 律 第 平 条 成 中 + 八 就 学 年 法 前 律  $\mathcal{O}$ 第 子 ど 七 +ŧ に 七 号 関 す 以 る 下 教 育 法 保 と 育 等 11 う  $\mathcal{O}$ 総 合 第 的 な 条 提 第 供 七  $\mathcal{O}$ 項 推 進 に を 関 東 す 京 る

 $\equiv$ 都 条 認 第 定 号 F, \_ t に 亰  $\mathcal{O}$ 認  $\neg$ 幼 定 保 要 連 件 携 に 型 関 認 す る 定 条 F, 例 ŧ  $\overline{\phantom{a}}$ 平 亰 成 + を 八 \_ 年 幼 稚 東 園 京 型 都 認 条 例 定 ک 第 تح 百 t 七 亰 + 兀 号 に 改  $\Diamond$ 第

る

う

 $\overline{\phantom{a}}$ 

\_

に

改

8

同

条

第

五.

号

中

\_

区

長

\_

を

\_

教

育

委

員

会

\_

に

改

8

る

第 兀 条 た だ L 書 中 区 長 を \_ 東 京 都 北 区 教 育 委 員 会 以 下 教 育 委 員 会 と 1

第 五 条 及 び 第 六 条 中 区 長  $\sqsubseteq$ を  $\neg$ 教 育 委 員 会 \_ に 改  $\Diamond$ る

育 第 等 八 条  $\mathcal{O}$ 中 総 合 的 区 長 な 提 供 を  $\mathcal{O}$ 推 教 進 育 に 委 関 員 す 会 る 法 に 律 平 法 成 + を 八 年 就 学 法 律 前 第  $\mathcal{O}$ 七 子 ど + 七 ŧ に 号  $\overline{\phantom{a}}$ 関 \_ す に る 改 教  $\Diamond$ 育

第 九 条 第 項 第 三 号 及 U 第 項 第 + 条 並 び に 第 + 条 中 区 長 \_ を 教 育 委

員

会 别 表 12 に 改 次  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ る ょ う 12

加

え

る

る

保

- 1 -

東 京 都 北 区 立 う 8  $\mathcal{O}$ き な カン ょ L ど ŧ 遠 東 京 都 北 区 西 が 丘 丁 目 +

号(東京都北区立梅木小学校内

番

+

五.

付則

この条例は

1

令 和 七 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る た だ し 次 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 公

布

 $\mathcal{O}$ 

日から施行する。

(準備行為)

2

入

袁

 $\mathcal{O}$ 

申

請

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

認

定

تلح

ŧ

粛

 $\mathcal{O}$ 

利

用

 $\mathcal{O}$ 

た

 $\Diamond$ 

に

必

要

な

準

備

行

為

は

 $\mathcal{O}$ 

条

例

 $\mathcal{O}$ 

施 行  $\mathcal{O}$ 日 前 に お 11 7 ŧ 行 う と が で き る

東 京 都 北 区 <u>\f\</u> 幼 稚 園 条 例  $\mathcal{O}$ \_ 部 改 正

東 京 都 北 区 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 幼 稚 亰 条 例 昭 和 兀 + 七 年  $\equiv$ 月 東 京 都 北 区 条 例 第 兀 号  $\mathcal{O}$ 

次のように改正する。

3

別 表 東 京 都 北 区 <u>\f</u> う  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ き 幼 稚 亰  $\mathcal{O}$ 項 及 び 東 京 都 北 区 立 じ ゆ う じ ょ う な か は 5

の項を削る。

幼

稚

遠

- 2 -

部

を

京 都 北 区 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例 を 公 布 する。

東

山田加奈

東京

都

北

区

長

東京都北区条例第二十九

号

東 京 都 北 区 玉 民 健 康 保 険 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 条 例

東 京 都 北 区 玉 民 健 康 保 険 条 例 昭 和 三 十 兀 年 + 月 東 京 都 北 区 条 例 第 +

七

号

 $\mathcal{O}$ 

一部を次のように改正する。

第 六 条 中  $\neg$ 第 三 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 下 に  $\neg$ 及 てバ 第 五. + 兀 条  $\mathcal{O}$ 三 第 兀 項 を 加 え る

第 第 九 九 条 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三 中 中 第 第 五 五. 十 + 条 条 \_  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ \_\_ 下  $\mathcal{O}$ に 下 \_ に 及 び  $\neg$ 及 第 び 五 第 十 五 兀 十 条 兀  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 条 第  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 兀 第 項 兀 項 を \_ 加 を え 加 る え る

第 第 九 九 条 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五. 兀 中 中  $\neg$ 及 第 CK 五 第 十 五. 三 + 条 \_ 兀 条  $\mathcal{O}$ 下  $\mathcal{O}$ 三 12 第 \_ 三 及 項  $\mathcal{U}$ 第 第 五 兀 + 兀 項 及 条 CK  $\mathcal{O}$ 三 第 五. 第 兀 項 \_ 項 を を 並 加 び え に る 第 五.

+

兀

条

 $\mathcal{O}$ 

三

第

兀

項

及

び

第

七

項

カン

5

第

九

項

ま

で

\_

に

改

 $\Diamond$ 

る

第 第 九 + 条 三  $\mathcal{O}$ 条 六 第 中 <del>---</del> \_ 項 第 中 五 + 六 兀 筃 条 月  $\mathcal{O}$ を  $\neg$  $\mathcal{O}$ 六 下 月 に  $\neg$ 急 及 患 び 等 第 と 五 + L 兀 7 保 条 険  $\mathcal{O}$ 三 医 療 第 機 兀 関 項 等 \_ を を 受 加 診 え る L

で 保  $\mathcal{O}$ 険 者 期 間 に لح 係 L る 7 保 険 料 年  $\mathcal{O}$ 納 に 付 に 改  $\Diamond$ 9 11 同 7 項 は 第 当 号 該 中 被 保 険  $\sum$ 者 れ  $\mathcal{O}$ 資 を 力  $\mathcal{O}$ ک 活 れ 用 5 が 可 能 に と な

項 第 兀 号 中 前 各 号 を  $\neg$ 前  $\equiv$ 号 に と き を と き に 改  $\Diamond$ る

8

同

る

ま

لح

き

\_

を

 $\neg$ 

لح

き

\_

に

改

 $\Diamond$ 

同

項

第

号

及

てバ

第

三

号

中

\_ と

き

\_

を

لح

き

に

改

た

被

第 三 第 項 若 + L 七 < 条 は 中 第 \_ 兀 第 項 九 項  $\mathcal{O}$ 規 定 を に ょ 第 五 ŋ 項 被 保 険 に 者 証  $\mathcal{O}$ 若 L 返 還 < は を 求 虚 8 偽  $\mathcal{O}$ 6 n 届 出 7 ک を n L 12 応 又 ľ は な 同 1 条

を 又 は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 届 出 を L た \_ に 改 8 る

付 則

施 行 期 日

1  $\sum_{}$ 規  $\mathcal{O}$ 定 条 は 例 は 令 和 六 か 年 + 行 月 日 か 5 施 行 す る た だ L 第 + 三 条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

経 過 措 置 改

正

公

布

 $\mathcal{O}$ 

日

5

施

す

る

2 前 項 た だ L 書 に 規 定 す る 改 正 規 定 に ょ る 改 正 後  $\mathcal{O}$ 東 京 都 北 区 玉 民 健 康 保 険 条 例

料 に +  $\equiv$ 0 1 条 第 7 適 用 項 L  $\mathcal{O}$ 規 定 同 日 は 前 に 当 納 該 改 期 限 正  $\mathcal{O}$ 規 到 定 来  $\mathcal{O}$ す 施 る 行 保  $\mathcal{O}$ 険 日 料 以 に 後 0 に 納 1 7 期 は 限  $\mathcal{O}$ な 到 お 来 従 す 前 る  $\bigcirc$ 保

例 に ょ る

険

第

3

た

 $\Diamond$ 

 $\mathcal{O}$ 

番

号

 $\mathcal{O}$ 

利

用

等

に

関

す

る

法

律

等

 $\mathcal{O}$ 

部

を

改

正

す

る

律

 $\mathcal{O}$ 

部

 $\mathcal{O}$ 

施

行

に

伴

う

関

係

政

 $\mathcal{O}$ 条 例  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 前 に L た 行 為 及 び 行 政 手 続 に お 法 け る 特 定  $\mathcal{O}$ 個 人 を 識 别 す る

令  $\mathcal{O}$ 整 備 等 及 U 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 令 和 六 年 政 令 第 百 六 + 号 第 九 条

に 定 に ょ ŋ な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る لح と さ n る 場 合 に お け る  $\mathcal{O}$ 条 る 例  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日

以

後

 $\mathcal{O}$ 

規

東京都北区長山田加

奈

子

東 京 都 北 区 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ] 0) 職 員 及  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 0)

部を

改

正

す

る

条

例

を

公

布

す

る。

東 京 都 北 区 条 例 第  $\equiv$ +

号

東 京 都 北 区 地 域 包 括 支 援 セ ン タ  $\mathcal{O}$ 職 員 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定  $\Diamond$ る 条 例

 $\mathcal{O}$ <del>---</del> 部 を 改 正 す る 条 例

京 都 北 区 地 域 包 括 支 援 セ ン タ  $\mathcal{O}$ 職 員 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定  $\Diamond$ る 条 例

亚

+ 六 年 +<u>-</u> 月 東 京 都 北 区 条 例 第  $\equiv$ +号  $\overline{\phantom{a}}$  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

 $\neg$ 口 を 1

第 五. 条 中 第 百 兀 十 条  $\mathcal{O}$ 六 + 六 第 号 (2)第 百 兀 + 条  $\mathcal{O}$ 六 + 六 第 号

に

改

 $\Diamond$ 

る

 $\sum_{i}$ 

 $\mathcal{O}$ 

条

例

は

`

公

布

 $\mathcal{O}$ 

日

か

5

施

行

す

る

付

則

成

東

- 1 -

東 京 都 北 区 自 転 車 等 駐 車 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 公 布 す る。

山 田 加 奈

東京都

北

区

長

東 京 都 北 区 条 例 第 三 + \_ 号

東 京 都 北 区 自 転 車 等 駐 車 場 条 例  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 部 を 改 正 す る 条 例

東 京 都 北 区 自 転 車 等 駐 車 場 条 例 昭 和 六 +<del>\_</del> 年 三 月 東 京 都 北 区 条 例 第 号  $\mathcal{O}$ 

部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う 12 改 正 す る

第 条  $\mathcal{O}$ 三 第 号 中 並 U に 口 数 駐 車 券  $\mathcal{O}$ 発 行 及 び 料 金  $\mathcal{O}$ 徴 収 を 削 ŋ 減 免

並  $\mathcal{U}$ 12 \_ を 減 免 及 び に 改  $\Diamond$ る

第 三 条 第 項 中 \_ か 5 第 九 条 ま で \_\_ を 第 六 条 第 八 条 第 九 条 \_ に 改  $\Diamond$ 

第 七 条 第 項 カン 5 第 兀 項 ま で を 削 n 同 条 第 五. 項 中  $\neg$ 及  $\mathcal{U}$ 口 数 駐 車 券  $\mathcal{O}$ 料 金 る を

ŋ 同 項 を 同 条 第 項 لح L 同 条 第 六 項 中  $\neg$ 及 び 口 数 駐 車 券  $\mathcal{O}$ 料 金 を 削 ŋ 同

項 を 同 条 第 三 項 لح す る

削

第 + 条 中 口 数 駐 車 券 を 除 < 0 を 削 る

別 表 第 + 条 駅 西 П 自 転 車 駐 車 場  $\mathcal{O}$ 項 中  $\neg$ 北 区 上 + 条 丁 目 + 八 番 先 \_ を

目 十 七 番 先 に 改  $\Diamond$ 同 表 に 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 加 え る

上 中 里 駅 前 自 転 車 駐 車 場

区

上

+

条

丁

区 上 中 里 丁 目 三 + 七 番 + $\equiv$ 号 先

北

付 則

ک  $\mathcal{O}$ 条 例 は ` 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カン 5 施 行 す る 0 た だ L 別 表 第 \_\_ + 条 駅 西  $\Box$ 自 転 車 駐

車

場

北

月  $\mathcal{O}$ を 項 超  $\mathcal{O}$ え 改 な 正 規 7 定 範 井 及 内 び に 同 お表 いに

- 2 -

東 京 都 北 区 高 齢 者 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 公 布 する。

山 田 加 奈

東京

都

北

区

長

東京都北区条例第三十二

東 京 都 北 区 高 齢 者 住 宅 条 例  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 部 を 改 正 す る 条 例

号

東 京 都 北 区 高 齢 者 住 宅 条 例  $\overline{\phantom{a}}$ 平 成 九 年 九 月 東 京 都 北 区 条 例 第 兀 + 号  $\mathcal{O}$ 部

を

次

ように改正する。

 $\mathcal{O}$ 

別 表 シ ル バ  $F_{\circ}$ ア 7 ジ エ ス テ イ  $\mathcal{O}$ 項 カ 5 シ ル バ 上。 ア 力 サ  $\mathcal{O}$ 項 ま で を 削 る

付則

 $\mathcal{O}$ 条 例 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ 当 該 各 号 に 定  $\Diamond$ る 日 カン 5 施 行 す る

別 表 シ ル バ ピ T 7 ジ 工 ス テ イ  $\mathcal{O}$ 項 カン 5 シ ル バ ピ T 力 サ  $\mathcal{O}$ 項 ま で を 削 る

改 正 規 定  $\overline{\phantom{a}}$ 同 表 シ ル バ に。 ア 7 ジ エ ス テ イ  $\mathcal{O}$ 項 12 係 る 部 分 12 限 る 令 和 七

年二月十六日

別 表 シ ル バ ピ ア 7 ジ エ ス テ 1  $\mathcal{O}$ 項 か 5 シ ル バ し。 ア 力 サ  $\mathcal{O}$ 項 ま で を 削 る

改 正 規 定  $\overline{\phantom{a}}$ 同 表 シ ル バ ピ ア 王 子  $\mathcal{O}$ 項 に 係 る 部 分 12 限 る 0 令 和 七 年 六 月

三 别 表 シ ル バ ピ ア 7 ジ エ ス テ 1  $\mathcal{O}$ 項 カン 5 シ ル バ に。 T 力 サ  $\mathcal{O}$ 項 ま で を 削 る

正 規 定 同 表 シ ル バ ピ ア 力 サ  $\mathcal{O}$ 項 12 係 る 部 分 に 限 る 令 和 七 年 七 月

日

改

日